

## 静岡県立沼津視覚特別支援学校の施設等の開放に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（平成14年5月23日施行）に基づき、静岡県立沼津視覚特別支援学校（以下「学校」という。）の施設及び設備を住民の利用に供すること（以下「施設の開放」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用施設及び利用種目の許可範囲)

第2条 住民の利用に供する施設は次に掲げる施設とする。

グラウンド・体育館、その他静岡県立沼津視覚特別支援学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）が認めた施設。

2 許可する種目は次に掲げる種目とする。

- (1) ゲートボール、軽運動、和太鼓、ボランティア活動
- (2) その他施設開放委員会が認めたもの。

### (利用日及び利用時間)

第3条 施設の利用日時は原則として次記のとおりとする。ただし、学校教育上支障があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 夜間 18時から21時までの間
- (2) 土・日曜日・休日 8時から21時までの間
- (3) その他施設開放委員会が認めた日時

### (登録)

第4条 施設を利用しようとする団体は、施設の管理と指導に万全を期すため、毎年度あらかじめ施設開放委員会に利用団体登録申請書（別紙様式第1号）により登録を申請しなければならない。

2 登録を申請しようとする団体は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 5名以上の会員で構成されていること。
- (2) 代表者、利用責任者及び利用副責任者等が配置されていること。
- (3) 施設開放委員会の求めに応じて、提示できる氏名と連絡先がわかる会員名簿を備えていること。

3 施設開放委員会は利用団体に登録承認として登録証（別紙様式第2号）を発行する。

### (申請手続き)

第5条 登録団体が施設を利用しようとするときは、利用申請書（別紙様式第3号）により施設開放委員会に申請しなければならない。

2 施設開放委員会は、同時に2以上の団体から申請を受け、利用希望が重なった場合には、抽選により利用団体を決定するものとする。

3 施設開放委員会は利用団体を決定したときは、利用申請書にて申請のあった日時に利用できない日時についてのみ、利用責任者または利用副責任者へ連絡する。

4 施設開放委員会は決定後においても、学校施設の利用に支障が生じた場合には、利用の変更又は取り消しをすることができる。

### (利用手続き及び利用方法)

第6条 利用団体の利用責任者または利用副責任者は、次に定める時刻に学校の事務室で施設の鍵を受け取るものとする。

2 利用責任者または利用副責任者以外の者が鍵を受け取る場合は、事前に利用責任者が学校へ連絡する。

3 受け取り時刻は、次表のとおりとする。

利用時間	受け取り時刻
(1) 学校開校日の夜間	利用日当日の9時から16時30分 又は指定された日時
(2) 土・日曜日・休日等学校休校日	利用日直前の学校開校日の9時から16時30分 又は指定された日時

4 鍵と利用報告書（別紙様式第4号）は翌日（又は指定された日時）8時30分から9時までに学校の事務室へ返納・提出するものとする。

### (利用心得)

第7条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間を厳守すること。

(2) 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。

(3) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。

(4) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。また、直前や使用中の天候悪化等の場合には安全を優先し、利用者にて利用中止の判断をすること。

(5) 開放施設利用前に施設の異常が見られた場合、利用中に施設・設備を損傷した場合は、安全を優先し利用を中止すること。

(6) 学校敷地内における飲酒・喫煙は禁止する。飲食は指定された場所でとること。

(7) 火気を使用しないこと。

(8) 開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。

(9) 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。

(10) 利用終了後は施設開放委員会に示された方法で清掃を行い、ごみは持ち帰ること。

(11) 開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会に報告しその指示に従うこと。

(12) 開放施設・設備を他の団体に貸与しないこと。

(13) 物品を展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。

(14) 張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。

(15) 学校敷地内に車両を駐車する場合は、車両のフロントに団体名を記載した紙を置くなど、利用者の車両であると分かるようにすること。

### (経費負担)

第8条 施設の利用に要する経費（電気料金等）は、利用者の負担とする。ただし、施設開放委員長が認める場合は、この限りではない。

### (事故責任)

第9条 施設の利用に係わる損害等の事故は、すべて利用団体及び利用者において責任を負わなければならない。

2 施設、設備、用具を破損した場合は、速やかに事故破損届（別紙様式第5号）を提出

し、その費用を弁償しなければならない。

3 鍵を紛失した場合は、工事費を含む費用を弁償しなければならない。

**(登録の取り消し)**

第10条 登録団体が、この細則に違反した場合には、施設開放委員会は、当該団体の登録を取り消すことができる。

**(委任)**

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は施設開放委員会がその都度協議する。

**(会議)**

第12条 本会の会議は、委員長がこれを必要に応じて開催する。

**附則**

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

平成16年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成25年3月11日改正

平成26年3月10日改正

平成30年2月9日改正